

# 重要事項説明書

(看護小規模多機能型居宅介護事業いわしぐも)

## 1. 事業所の概要

事業所名	看護小規模多機能型居宅介護事業いわしぐも
所在地	神奈川県厚木市戸室1丁目29番1号
介護保険事業所番号	1492900210
管理者及び連絡先	管理者 電話 046(222)7773

## 2. 事業所の職員体制

代表者	1名(常勤・兼務)
管理者	1名(常勤・兼務)
計画作成責任者 (介護支援専門員)	1名以上(常勤・兼務)
従事者 (看護・介護職員)	<ul style="list-style-type: none"><li>・通いサービスの利用者が3人またはその端数を増すごとに常勤換算で1人以上</li><li>・訪問サービスの提供に当たる従事者を常勤換算で2人以上</li><li>・当直に当たる従事者 1名</li><li>・宿直に当たる従事者 1名</li><li>(宿直は、宿泊者がいない場合配置しない)</li><li>・看護職(看護師・准看護師)は、一体的な運営の訪問看護ステーションもみじにおいて、2. 5名以上を常勤換算で配置する。</li></ul>

## 3. 事業の実施地域および対象者

通常の事業の実施地域は、厚木市の全域で、厚木市在住および要介護1から5の方とする。

## 4. 事業所の登録定員等

- (1) 登録定員 29人以下
- (2) 通い 18人まで
- (3) 宿泊 6人まで

## 5. 営業及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の居宅サービス計画を踏まえ、24時間・365日営業とする。
- (2) 緊急やむを得ない状況の時は随時対応する。
- (3) 電話により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

## 6. 事業の内容

事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護
- (2) 訪問介護
- (3) 通い
- (4) 宿泊
- (5) 介護支援専門員による居宅介護支援
- (6) 空床利用の短期入所および基準該当の生活介護・短期入所

サービスの選択に当たっては、上記以外のサービスの利用も含め、該当するサービスの情報を十分に提供し、利用者の選択を支援する。

## 7. 利用料等

- (1) 事業に係るサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業所が法定代理受領サービスである時は、介護保険法に規定する利用者負担の額とする。介護保険の適用を受けないサービスおよび居宅サービス計画にないサービス提供に関しては、全額自己負担とする。

詳細は別添の料金表のとおり。

- (2) 運営基準(厚生省令)で定められた費用(その他の自己負担)

①食費および宿泊費は、別途料金表のとおり。

②オムツは以下の通りとする。

・「通い」は、原則持参。不足した場合は、事業所のオムツを宿泊と同じ料金で提供する。

・「宿泊」は、事業所のオムツを1枚あたり料金表のとおりの料金で提供する。

③レクリエーション活動や日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を頂く。

- (3) 支払方法

利用者負担金は、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月10日までに作成し、当該合計額をその月の毎月の指定日に所定の口座より引き落としにして支払うものとします。諸々の事情により引き落としが不可能の場合は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

## 8. 連帯保証人に関する事項

事業所とのサービス契約締結にあたり、契約者は連帯保証人を立てることとする。

- (1) 連帯保証人は、本契約に基づく契約者の事業者に対する利用料などの経済的な債務につき、契約者と連帯してその履行の責に任じて頂くほか、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとする。
- (2) 前項の連帯保証人の負担は、極度額 300,000円（または月額利用料金の3か月分）を限度とする。
- (3) 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者のすべての債務の額等に関する情報を提供することとする。

## 9. 緊急時等における対応方法

事業所の職員等は、介護サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに連携医療機関医師または主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者および家族に報告しなければならない。

## 10. 安全管理

事業所は、法人及び事業所の安全管理規定及びマニュアルに則り、事業運営および利用者の安全確保に努めるとともに、その実現に向けての職員等への教育を行う。

## 11. 感染対策

事業所は、法人及び事業所の感染対策マニュアルに則り、事業所の感染対策に努めるとともに、その実現に向けての職員等への教育を行う。

## 12. 食品衛生対策

事業所は、事業所の食品衛生マニュアルに則り、食品衛生管理の徹底に努めるとともに、委員会の定期的な開催と、職員等への教育を行う。

## 13. 消防及び災害対策

事業所は、事業所の消防及び災害計画に則り、利用者及び職員の安全の確保に努めるとともに、その実現に向けての職員等への教育を行う。

## 14. 虐待防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、委員会の定期的な開催、職員等への研修を実施する等の措置を講じるものとする。

## 15. 身体拘束の適正化のための措置に関する事項

事業所は、利用者または他利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束や行動の制限を行わない。また、身体拘束等の適正化のための指針を整備し、定期的な委員会の開催と職員等への教育を行う。

## 16. 業務継続計画の策定に関する事項

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する必要なサービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じるものとする。定期的な計画の見直しと、職員等への周知を行うとともに、研修や訓練を行う。

## 17. その他運営についての留意事項

事業所は運営上の留意事項を以下に定める。

- (1) 事業所は、職員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおりも設けるものとし、また、事業体制を整備する。
  - ① 採用時研修 採用時～1年間

② 継続研修 事業所の教育計画に準ずる(別添)

(2) 職員は法人の個人情報保護規程に則り、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(3) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会医療法人三思会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 18. 協力医療機関

名 称： 社会医療法人社団三思会 東名厚木病院

代表者： 院長 北野 義和

所在地： 神奈川県厚木市船子 232番地

連絡先： 046-229-1771

#### 19. 協力歯科医療機関

名 称： 医療法人社団 厚誠会歯科

代表者： 有馬 翔雄

所在地： 神奈川県厚木市旭町2-8-21YSビル3階

連絡先： 046-229-2405

#### 20. 相談窓口、苦情対応

★サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

当事業所窓口	電話番号：046-222-7773 FAX番号：046-222-7756 窓口責任者：管理者 対応時間：9：00～17：00
--------	---

★公的機関においても、次の機関において苦情申請ができます。

市町村介護保険相談窓口 厚木市役所介護福祉課	所在地： 神奈川県厚木市中町3-17-17 電話番号： 046-225-2240 FAX番号： 046-224-4599 利用時間： 8：30～17：00
神奈川県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地： 神奈川県横浜市西区楠町27-1 電話番号： 045-329-3400 FAX番号： 045-329-3404 利用時間： 9：00～17：00

## 2.1. 当法人の概要

法人の名称	社会医療法人社団 三思会(さんしかい)
代表者名	理事長 野村 直樹
所在地・電話	神奈川県厚木市船子232 電話: 046-229-1771
業務の概要	医療・健康診断・介護保険関連施設の運営
事業所数	2022年11月現在 19

附則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則 7の利用料等は、令和元年10月1日に改定する。

附則 この規定および7の利用料等は、令和5年 4月1日に改定する。